

(揭示)

X i サービス契約約款の一部改正

| 〔改正〕   | 〔現行〕   |
|--|--|
| <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 Xi契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 第1種一般契約</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第11条 一般契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。</u></p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～27 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第1表～第6表 (略)</p> | <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 Xi契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第11条 一般契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～27 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第1表～第6表 (略)</p> |

別表 1 ～別表 9 (略)

別表 1 ～別表 9 (略)

附 則(平成27年 3月27日経企第2012号)  
この改正規定は、平成27年 4月 1日から実施します。

(掲示)

F O M A サービス契約約款の一部改正

| 〔改正〕  | 〔現行〕   |
|---|--|
| <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 第1種一般契約</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第12条 第1種一般契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。</u></p> <p>第13条～第19条 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第3章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則<br/>1～29 (略)<br/>(注) (略)</p> <p>第1表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p> | <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 第1種一般契約</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第12条 第1種一般契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第13条～第19条 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第3章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則<br/>1～29 (略)<br/>(注) (略)</p> <p>第1表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p> |

附 則（平成27年 3 月27日経企第2012号）  
この改正規定は、平成27年 4 月 1 日から実施します。